

防地協第 6 6 0 3 号
2 7 . 4 . 1 0
一部改正 防地周第 1 8 6 2 3 号
2 7 . 1 1 . 2 7
一部改正 防地協第 5 9 1 8 号
2 9 . 4 . 1 7
一部改正 防地周第 1 0 0 6 7 号
2 9 . 6 . 2 8
一部改正 防地地第 6 3 3 8 号
令和 4 年 3 月 3 1 日
一部改正 防地地第 7 6 4 2 号
令和 5 年 4 月 1 日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

全体計画調査費等の取扱いについて（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、全体計画調査費等の取扱いについて（施本施第 2 9 6 号（C F M）。平成 1 6 年 7 月 2 2 日）は、廃止する。

記

1 適用範囲

この通知は、次の各号に掲げる交付要綱に規定するところにより補助の対象とする経費のうち、全体計画調査費、実施設計費、地方事務費、総合的計画策定費、民生安定施設改修調査費及び基本構想策定費について適用する。

(1) 防衛施設周辺補償事業補助金交付要綱（平成 1 9 年防衛省訓令第 7 9 号）

- (2) 施設区域返還道路復旧事業補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 8 1 号）
- (3) 施設区域新規提供関係事業補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 8 2 号）
- (4) 防衛施設周辺道路等整備事業補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 8 4 号）
- (5) 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 8 5 号）
- (6) 防衛施設周辺障害防止事業補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 8 7 号）
- (7) 飛行場等周辺移転先地公共施設整備事業補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 9 1 号）
- (8) 特定防衛施設周辺整備調整交付金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 9 2 号）
- (9) 沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 1 1 0 号）
- (10) 沖縄北部特別振興対策事業費補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 1 1 4 号）
- (11) 防衛施設周辺整備統合事業費補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 1 1 8 号）
- (12) 防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 1 2 1 号）
- (13) 再編交付金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 1 2 7 号）
- (14) 防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 1 2 8 号）
- (15) 沖縄県内所在返還道路整備事業補助金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 1 3 0 号）
- (16) 再編関連特別地域整備事業交付要綱（平成 27 年防衛省訓令第 2 1 号）
- (17) 再編関連特別地域支援事業補助金交付要綱（平成 27 年防衛省訓令第 5 0 号）
- (18) 再編推進事業補助金交付要綱（平成 29 年防衛省訓令第 3 3 号）
- (19) 防衛施設周辺避難施設整備事業補助金交付要綱（平成 29 年防衛省訓令第 4 2 号）
- (20) 米空母艦載機部隊配備特別交付金交付要綱（令和 4 年防衛省訓令第 3 5 号）
- (21) 訓練交付金交付要綱（令和 5 年防衛省訓令第 2 7 号）

2 全体計画調査費

全体計画調査費は、事業についての全体計画を作成するために必要な調査費（地形の調査、地質・土質の調査等の調査費用）、計画費（全体計画の作成費用）及び事務

経費（調査の実施及び計画の作成に附帯して必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、公課金及びこれらの経費に準ずる経費の合計額）の合計額とする。

なお、事務経費については、積算の簡素化を図るため、調査費及び計画費の合計額に100分の5を乗じて得た額を超えない額を概算額で交付決定し、補助金等の額の確定時に精算することとして差し支えない。

3 実施設計費

実施設計費は、工事の設計図書を作成するために必要な調査費（地形の調査、地質・土質の調査等の調査費用）、設計費（設計図書の作成費用）及び事務経費（調査の実施及び設計図書の作成に附帯して必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、公課金及びこれらの経費に準ずる経費の合計額）の合計額とする。

なお、事務経費については、積算の簡素化を図るため、調査費及び計画費の合計額に100分の5を乗じて得た額を超えない額を概算額で交付決定し、補助金等の額の確定時に精算することとして差し支えない。

4 地方事務費

地方事務費は、工事の実施に附帯して必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項及び第21条に規定する工事監理等に要する経費を含む。）、使用料、賃借料、備品購入費、公課金及びこれらの経費に準ずる経費の合計額とする。

なお、地方事務費は、概算額で交付決定し、補助金等の額の確定時に精算するものとする。

5 総合的計画策定費

総合的計画策定費は、防衛施設の存在を前提としたまちづくりのための総合的な計画（以下「総合的計画」という。）を策定するために必要な調査費（土地利用現況調査、住民意向調査等の調査費用）、計画費（総合的計画の作成費用）及び事務経費（調査の実施及び計画の作成に附帯して必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、公課金及びこれらの経費に準ずる経費の合計額）の合計額とする。

なお、事務経費については、積算の簡素化を図るため、調査費及び計画費の合計額に100分の5を乗じて得た額を超えない額を概算額で交付決定し、補助金等の額の確定時に精算することとして差し支えない。

6 民生安定施設改修調査費

民生安定施設改修調査費は、調査費（現有施設の利用状況調査、住民意向調査等の調査費用）、計画費（改修計画の作成費用）及び事務経費（調査の実施及び計画の作成に附帯して必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、公課金及びこれらの経費に準ずる経費の合計額）の合計額とする。

なお、事務経費については、積算の簡素化を図るため、調査費及び計画費の合計額に100分の5を乗じて得た額を超えない額を概算額で交付決定し、補助金等の額の確定時に精算することとして差し支えない。

7 基本構想策定費

基本構想策定費は、事業に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を策定するために必要な調査費（開発条件の調査、経済効果の調査等の調査費用）、計画費（基本構想に関する資料の作成費用）及び事務経費（調査の実施及び基本構想に関する資料の作成に附帯して必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、公課金及びこれらの経費に準ずる経費の合計額）の合計額とする。

なお、事務経費については、積算の簡素化を図るため、調査費及び計画費の合計額に100分の5を乗じて得た額を超えない額を概算額で交付決定し、補助金等の額の確定時に精算することとして差し支えない。

8 地方事務費等の補助対象期間

地方事務費並びに全体計画調査費、実施設計費、総合的計画策定費、民生安定施設改修調査費及び基本構想策定費に係る事務経費については、防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第4条第1項の規定による補助事業等の内定の通知を受けた日から当該補助事業等の精算が完了する日までに要した経費とする。

なお、継続事業に係る地方事務費の取扱いについては、各当該年度の補助金等の内

定の通知の時期にかかわらず、各会計年度の開始の日から補助して差し支えない。